

※2011年6月29日に国会本会議を通過した動物保護法改正最終案。施行は2012年2月5日から。

韓国の改正動物保護法

第1章 総則

第1条（目的）

この法は、動物に対する虐待行為の防止等、動物を適正に保護・管理するために必要な事項を規定し、以て動物の生命を保護し安全の保障、及び福祉の増進を図り、生命の尊重等、国民の情緒を涵養することに貢献することを目的とする。

第2条（定義）

この法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. “動物”とは、牛・馬・豚・犬・猫・兎・鶏・家鴨・山羊・綿羊・鹿・狐・ミンク等、脊椎動物として大統領令で定める動物を言う。
2. “登録対象動物”とは、疾病の管理、公衆衛生上の危害防止等のために登録が必要だと認められ、大統領令で定める動物を言う。
3. “所有者等”とは、動物の所有者と、所有者のために動物の飼育・管理、又は保護に従事する者を言う。
4. “動物実験”とは、「実験動物に関する法律」第2条第1項による動物実験を言う。
5. “動物実験施行機関”とは、動物実験を実施する法人・団体、又は機関として、大統領令で定める法人・団体、又は機関を言う。

第3条（動物保護の基本原則）

何人も動物を飼育・管理、又は保護する時には、生命の尊厳性と価値を認識し、その動物が本来の習性と身体の原型を維持しながら正常に生きていけるよう努力しなければならない。

1. 動物が渇きや飢えに遭遇したり、栄養に欠乏したりしないこと
2. 動物が正常な行動を表現でき、不便に遭わないようにすること
3. 動物が苦痛・傷害、及び疾病から自由であること
4. 動物が恐怖とストレスを受けないこと

第4条（国・地方自治体、及び国民の責務）

1. 国は動物の適正な保護・管理のために、5年毎に、次の各号の事項が含まれた動物福祉総合計画を樹立・施行しなければならない。地方自治団体は国の計画に積極的に協助しなければならない。
 - (1) 動物虐待防止、及び動物福祉に関する基本方針
 - (2) 遺失・遺棄動物、及び被虐待動物の管理に関する事項
 - (3) 動物実験施行機関、及び第28条の動物実験倫理委員会（以下、“倫理委員会”と言う）の運営等に関する事項
 - (4) 動物虐待の防止、動物福祉、及び動物実験倫理等の教育、広報に関する事項
 - (5) 動物福祉畜産の拡大と動物福祉畜産農場の支援に関する事項
 - (6) その他、動物虐待の防止と動物福祉に必要な事項
2. 特別市長、広域市長、道知事、及び特別自治道知事、特別自治市長（以下、“市、道知事”という）は、第1項による総合計画に従い、5年毎に特別市・広域市・道・特別自治道（以下、“市・道”という）単位の動物福祉計画を樹立しなければならない。これを農林水産食品部長官に通報しなければならない。
3. 国と地方自治団体は、大統領令で定める民間団体に動物保護運動やその他、これと関連した活動を勧奨したり、必要な支援をすることができる。
4. 全ての国民は、動物を保護するために国と地方自治体の施策に積極的に協助する等、動物の保護のために努力しなければならない。

第5条（動物福祉委員会）

1. 農林水産食品部長官の諮問に応えるために、農林水産食品部に動物福祉委員会を置く。
 - (1) 第4条による総合計画の樹立、施行に関する事項
 - (2) 第28条による倫理委員会の構成等に関する指導、監督に関する事項

- (3) 第29条による動物福祉畜産農場の認証と福祉畜産政策に関する事項
- (4) その他、動物の虐待防止、救助、及び保護等、動物福祉に関する事項
- 2. 委員会は委員長一人を含む十人以内の委員で構成する。
- 3. 委員は次の各号に該当する者の中から農林水産食品部長官が委嘱し、委員長は委員の中から互選する。
 - (1) 獣医師として動物保護及び福祉に対する学識と経験が豊富な者
 - (2) 動物福祉政策に関する学識と経験が豊富な者として、第4条第3項に該当する民間団体の推薦を受けた者
 - (3) その他、動物福祉政策に関する専門知識をもつ者として、農林水産食品部令で定める資格基準に合う者
- 4. その他、委員会の構成、運営等に関する事項は大統領令で定める。

第6条（他の法律との関係）

動物の保護、及び利用・管理等に対する他の法律に特別な規定がある場合を除いては、この法で定めるところに従う。

第2章 動物の保護及び管理

第7条（適正な飼育・管理）

- 1. 所有者等は動物に適正な飼料と水を供給し、運動・休息、及び睡眠が保障されるように努力しなければならない。
- 2. 所有者等は動物が疾病にかかったり負傷を負った場合には、迅速に治療する等、必要な措置をするよう努めなければならない。
- 3. 所有者等は動物を管理したり他の場所に移す場合には、その動物が新しい環境に適応するために必要な措置をするように努めなければならない。
- 4. 第1項から第3項までに規定した事項以外に、動物に適正な飼育・管理方法等に関する事項は農林水産食品部令で定める。

第8条（動物虐待等の禁止）

- 1. 何人も動物に対して次の各号の行為をしてはならない。
 - (1) 首を絞める等の残忍な方法で殺す行為
 - (2) 路上等、公開された場所で殺したり、同じ種類の他の動物が見ている前で殺す行為
 - (3) その他、獣医師的処置の必要、動物による人の生命・身体・財産の被害等、農林水産食品部令で定める正当な事由なく殺す行為
- 2. 何人も動物に対して次の各号の虐待行為をしてはならない。
 - (1) 道具・薬物を使用して傷害を負わせる行為。但し、疾病の予防や治療等、農林水産食品部令で定める場合を除く。
 - (2) 生きている状態で動物の身体を損傷させたり、体液を採取したり、体液を採取するための装置を設置する行為。但し、疾病の治療、及び動物実験等、農林水産食品部令で定める場合を除く。
 - (3) 賭博・広告・娯楽・遊興等の目的で動物に傷害を負わせる行為。但し、民族競技等、農林水産食品部令で定める場合を除く。
 - (4) その他、獣医師的処置の必要、動物による人の生命・身体・財産の被害等、農林水産食品部令で定める正当な事由なく傷害を負わせる行為
- 3. 何人も第14条第1項第1号、及び第2項に該当する動物に対して、次の各号の行為をしてはならない
 - (1) 捕獲して販売したり殺す行為
 - (2) 第4条第1項による保護措置の対象になる動物であることを知りながら、斡旋・購入する行為
- 4. 所有者等は動物を遺棄してはならない。

第9条（動物の運送）

- 1. 動物を運送する者のうち農林水産食品部令で定める者は、次の各号の事項を遵守するように努めなければならない。
 - (1) 運送中の動物に適正な飼料と水を供給し、かつ急激な出発・ブレーキ等で衝撃や傷害を負わせることのないよう、運転に留意すること
 - (2) 動物を運送する車両は、動物が運送中に傷害を負わず、急激な体温変化、呼吸困難等による苦痛を

最小化する構造になっていること

- (3) 病気になった動物、幼齢動物、又は妊娠中や授乳中の動物を運送するときには、一緒に運送中のほかの動物によって傷害を負わないよう、間仕切りの設置等、必要な措置をすること
 - (4) 動物運送車両に動物を積んだり降ろすとき、動物が衝撃や傷害を負わないように注意すること
 - (5) 運送のために、電気で追い立てる道具を使用しないこと
2. 農林水産食品部長官は第1項第2号による動物の運送車両の構造、及び設備基準を定め、これに合う車両を使用するよう勧奨することができる。
 3. 農林水産食品部長官は第1項と第2項で規定した事項以外に、動物の運送に関して必要な事項を定め勧奨することができる。

第10条（動物の屠殺方法）

1. 「畜産物衛生管理法」又は「家畜伝染病予防法」に従い、動物を殺す場合には、ガス法・電殺法等、農林水産食品部令で定める方法を利用し、苦痛を最小化しなければならない。
2. 第1項の場合以外にも動物をやむなく殺さなければならない場合には、苦痛を最小化できる方法によらなければならない。

第11条（動物の手術）

去勢、除角、断尾等、動物に対する外科的手術をする者は、獣医学的方法によらなければならない。

第12条（登録対象動物の登録等）

1. 登録対象動物の所有者は動物の保護と遺失・遺棄防止等のために、市長、郡守、区長（自治区の区長を言う。以下、同じ）、特別自治市長（以下“市長、郡守、区長”と言う）に、登録対象動物を登録しなければならない。但し、農林水産食品部令で定めるところにより、市・道の条例で定める地域は除外する。
2. 第1項によって登録された登録対象動物の所有者は、農林水産食品部令で定める事項が変更された場合には、変更事由発生の日から30日以内に、市長・郡守・区長に申告しなければならない。
3. 第1項による登録対象動物の所有権を譲受した者のうち、第1項による登録を実施している地域に居住する者は、その事実を所有権を譲受した日から30日以内に、自身の住所地を管轄する市長・郡守・区長に申告しなければならない。
4. 市長・郡守・区長は、農林水産食品部令で定める者に、第1項から第3項までの規定による業務を代行させることができる。この場合、それに従う手数料を支給することができる。
5. 登録対象動物の登録事項、及び方法・手続き、変更申告手続き等に対する事項は、農林水産食品部令で定め、その他、登録に必要な事項は市・道の条例で定める。

第13条（登録対象動物の管理等）

1. 所有者等は登録対象動物を飼養する場所から出す場合には、所有者等の連絡先等、農林水産食品部令で定める事項を表示した認識票を登録対象動物に装着しなければならない。
2. 所有者等は、登録対象動物を同伴して外出する時には、農林水産食品部令で定めるところに従い、首輪等、安全措置をしなければならない、排泄物（小便の場合は寝台・椅子等、人が寝そべったり、座ることができる器具の上に限定する）は、その都度、回収しなければならない。
3. 市・道知事は、登録対象動物の遺失・遺棄、又は公衆衛生上の危害防止のために必要な時には、市・道の条例で定めるところにより所有者等に登録対象動物に対して予防接種を受けさせ、あるいは特定地域、又は場所での飼育、又は立入りを制限する等の、必要な措置をとることができる。

第14条（動物の救助・保護）

1. 市・道知事は次の各号のどれか一つに該当する動物を発見した時にはその動物を救助して、第7条による治療・保護に必要な措置（以下“保護措置”と言う）をしなければならない、第2号、及び第3号に該当する動物は虐待再発防止のために、虐待行為者から隔離しなければならない。但し、第1号に該当する動物のうち、農林水産食品部令で定める動物は、救助・保護措置の対象から除外される。
 - (1) 道路・公園等の公共場所で所有者がなく徘徊したり、ダンボールなどに入れ放置された動物（以下“遺失・遺棄動物”という）
 - (2) 第8条第2項による虐待を受けた動物（以下“被虐待動物”と言う）のうち、所有者不明の動物
 - (3) 所有者から第8条第2項による虐待を受け、適正な治療・保護を受けることができないと判断される

動物

- 市・道知事が第1項第3号による動物を保護するときには、農林水産食品部令で定めるところにより期間を定め、該当動物に対する保護措置をしなければならない

第15条（動物保護センターの設置・指定等）

- 市・道知事は、第14条による動物の救助・保護措置等のために、農林水産食品部令が定める基準に合った動物保護センターを設置・運営することができる。
- 農林水産食品部長官は第1項に従い、市・道知事が設置・運営する動物保護センターの設置・運営にかかる費用の全部、又は一部を支援することができる。
- 市・道知事は、農林水産食品部令で定める基準に合う機関や団体を動物保護センターに指定し、第14条による動物の救助・保護措置等を行わせることができる。
- 第3項による動物保護センターとして指定を受けようとする者は、農林水産食品部令が定めるところに従い、市・道知事に申請しなければならない。
- 市・道知事は、第3項により、動物保護センターに動物の救助・保護措置等にかかる費用（以下“保護費用”という）の全部、又は一部を支援ことができ、保護費用の支給手続き、その他必要な事項は、農林水産食品部令により定める。
- 市・道知事は、第3項により指定された動物保護センターが次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。但し、第1号に該当する場合は指定を取り消さなければならない。
 - 虚偽やその他不正な方法で指定を受けた場合
 - 第3項による指定基準に合わなくなった場合
 - 第5項による保護費用を虚偽に請求した場合
 - 第8条第1項から第3項までの規定に違反した場合
 - 第22条を違反した場合
 - 第39条第1項第3号の是正命令に違反した場合
 - 特別な事由なく遺失・遺棄動物、及び被虐待動物に対する保護措置を3回以上拒否した場合
- 市・道知事は、第6項による指定が取り消された機関や団体を、指定が取り消された日から1年以内は、再び動物保護センターに指定してはならない。
- 動物保護センター運営の公正性と透明性を確保するために、農林水産食品部令で定める一定規模以上の動物保護センターは、農林水産食品部令で定めるところにより、運営委員会を構成・運営しなければならない。
- 第1項、及び第3項による動物保護センターの遵守事項等に関する事項は、農林水産食品部令で定めるものとし、指定手続き、及び保護措置の具体的な内容等、その他必要な事項は、市・道の条例で定める。

第16条（申告等）

- 何人も次の各号のいずれかに該当する動物を発見した時には、動物保護センターや、地方自治体の長に申告することができる。
 - 第8条による虐待を受ける動物
 - 遺失・遺棄動物
- 次の各号のいずれかに該当する者が職務上、第1項による動物を発見した時には、直ちに動物保護センターや、地方自治体の長に申告しなければならない。
 - 第4条第3項による民間団体の役員、及び会員
 - 第15条第3項による動物保護センターに指定された機関や、団体の長、及びその従事者
 - 第25条第1項による動物実験倫理委員会を設置した動物実験施行機関の長、及びその従事者
 - 第27条第2項による動物実験倫理委員会の委員
 - 第29条第1項による動物福祉畜産農場の認証を受けた者
 - 第33条第1項による運営登録をしたり、第34条第1項による営業申告をした者、及びその従事者
 - 獣医師、動物病院の長、及びその従事者
- 申告人の身分は保証されなければならない、その意志に反して身元が露出されてはならない。

第17条（公告）

市・道知事は、第14条第1項第1号、及び第2号による動物を保護している場合には、所有者等が保護措置の事実を知ることができるように、大統領令で定めるところにより、直ちに7日以上、その事実を公告しなければならない。

第18条（動物の返還等）

1. 市・道知事は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、第14条に該当する動物をその動物の所有者に返還しなければならない。
 - (1) 第14条第1項第1号、及び第2号に該当する動物が保護措置中にあり、所有者がその動物に対して返還を要求する場合
 - (2) 第14条第2項による保護期間が過ぎた後、保護措置中の第14条第1項第3号の動物に対して所有者が、第19条第2項による保護費用を負担して返還を要求する場合
2. 市・都知事は、第1項第2号へ該当する動物の返還と関連して、動物の所有者に保護期間、保護費用納付期間、及び免除等に関する事項を知らせなければならない。

第19条（保護費用の負担）

1. 市・道知事は、第14条第1項第1号、及び第2号に該当する動物の保護費用を所有者、又は第21条第1項による譲渡を受ける者に請求することができる。
2. 第14条第1項第3号に該当する動物の保護費用は農林水産食品部令で定めるところに従い、納付期間までに、その動物の所有者が払わなければならない。この場合、市・都知事は動物の所有者が第20条第2号によってその動物の所有権を放棄した場合には、保護費用の全部、又は一部を免除することができる。
3. 第1項、及び第2項による、保護費用の徴収に関する事項は大統領令で定め、保護費用の算定基準に関する事項は、農林水産食品部令で定める範囲で、該当の市・道知事の条例で定める

第20条（動物の所有権取得）

市・道が動物の所有権を取得できる場合は、次の各号のとおりである。

1. 「遺失物法」第12条、及び「民法」第253条にもかかわらず、第17条による公告された日から10日がすぎても、動物の所有者等が分からない場合
2. 第14条第1項第3号に該当する動物の所有者が、その動物の所有権を放棄した場合
3. 第14条第1項第3号に該当する動物の所有者が、第19条第2項による保護費用の納付期間が終了した日から、10日が過ぎても保護費用を納付しない場合

第21条（動物の譲渡・寄贈）

1. 市・都知事は、第20条による所有権を取得した動物が適正に飼育・管理されるように、市・道の条例で定めるところに従い、動物園、動物を愛護する者（市・道の条例で定める資格要件を持つものに限定する）や、大統領令で定める民間団体等に寄贈したり、譲渡することができる。
2. 市・道知事は、第20条による所有権を取得した動物に対しては、第1項に従い、譲渡できるように公告することができる。
3. 第1項による寄贈・譲渡の要件、及び手続き等、その他必要な事項は、市・道知事の条例で定める。

第22条（動物の人道的殺処分等）

1. 第15条第1項による動物保護センターの長、及び運営者は、第14条第1項に従い、保護措置中である動物に疾病等、農林水産食品令で定める事由がある場合には、農林水産食品部長官が定めるところに従い、人道的な方法で殺処分しなければならない。
2. 第1項による人道的な方法による殺処分は、獣医師によって施行されなければならない。
3. 動物保護センターの長は第1項により、動物の死体が発生した場合は「廃棄物管理法」に従い処理しなければならない。

第3章 動物実験

第23条（動物実験の原則）

1. 動物実験は人類の福祉増進と動物の生命の尊厳性を考慮して実施しなければならない。
2. 動物実験をしようとする場合には、これを代替することができる方法を優先的に考慮しなければならない。
3. 動物実験は実験に使用する動物（以下“実験動物”という）の倫理的扱いと科学的使用に関する知識と経験を保有する者が施行しなければならず、必要最小限の動物を使用しなければならない。
4. 実験動物の苦痛が伴う実験は、感覚能力が低い動物を使用し、鎮痛・鎮静・麻酔剤の使用等、獣医学的

方法に従い、苦痛を減らすための適切な措置をしなければならない。

5. 動物実験をした者は、その実験が終わった後、直ちに該当動物を検査しなければならず、検査の結果、該当する動物が回復できなかったり、持続的に苦痛を受けながら生きなければならないことが認められる場合は、可能な限り直ちに、苦痛を与えない方法で殺処分しなければならない。
6. 第1項から第5項までに規定した事項以外に、動物実験の原則に関する必要な事項は、農林水産食品部長官が定めて告示する。

第24条（動物実験の禁止等）

何人も次の各号の動物実験をしてはならない。但し、該当動物種の健康、疾病管理研究等、農林水産食品部令で定める必至の事由で、農林水産食品部令で定めるところによって承認を受けた場合には、この限りでない。

1. 遺失・遺棄動物（保護措置中の動物を含む）を対象にする実験。
2. 「障害者福祉法」第40条により、障害者補助犬等、人や国家のために働いていたり、使役する動物として、大統領令で定める動物を対象にする実験。

第25条（動物実験倫理委員会の設置等）

1. 動物実験施行機関の長は、実験動物の保護と倫理的な取り扱いのために、第27条による動物実験倫理委員会（以下“倫理委員会”と言う）を設置・運営しなければならない。但し、動物実験施行機関に「実験動物に関する法律」第7条によって、実験動物運営委員会が設置されていて、その委員会の構成が第27条第2項から第4項までに規定された要件を充足する場合は、該当委員会を倫理委員会とみなす。
2. 動物実験施行機関が農林水産食品部令で定める一定基準以下の場合、それに該当するほかの動物実験施行期間と共同で、農林水産食品部令で定めるところにより、倫理委員会を設置・運営することができる。
3. 動物実験施行機関の長は、動物実験をするにあたり、倫理委員会の審議を経なければならない。

第26条（倫理委員会の機能等）

1. 倫理委員会は次の各号の機能を遂行する。
 - (1) 動物実験に対する審議
 - (2) 動物実験が第23条の原則に合わせて施行されるように指導・監督
 - (3) 動物実験施行機関の長に対する、実験動物の保護と倫理的扱いのために必要な措置の要求
2. 倫理委員会の審議対象である動物実験に関与している委員は、該当動物実験に関する審議に参加してはならない。
3. 倫理委員会の委員はその職務を遂行する上で知った秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。
4. 第1項による指導・監督の方法とその他、倫理委員会の運営等に関する事項は、大統領令で定める。

第27条（倫理委員会の構成）

1. 倫理委員会は委員長1名を含む、3名以上15名以下の委員で構成する。
2. 委員は次の各号に該当する者の中から、動物実験施行機関の長が委嘱し、委員長は委員中から互選する。但し、第25条第2項により、構成された倫理委員会の委員は、該当動物実験施行機関の長らが共同で委嘱する。
 - (1) 獣医師として農林水産食品部令で定める資格基準に合う者
 - (2) 第4条第3項による民間団体が推薦する動物保護に関する学識と経験豊富な者として、農林水産食品部令で定める資格基準に合う者
 - (3) その他に、実験動物の保護と倫理的扱いを図るために必要な者として、農林水産食品部令で定める者
3. 倫理委員会では、第2項第1号、及び第2号に該当する委員を、各1名以上含まなければならない。
4. 倫理委員会を構成する全ての委員の3分の1以上は、該当動物実験実施機関と利害関係がない者でなくてはならない。
5. 委員の任期は2年とする。
6. その他に倫理委員会の構成、及び利害関係の範囲等に関する事項は、農林水産食品部令で定める。

第28条（倫理委員会の構成等に対する指導・監督）

1. 農林水産食品部長官は、第25条第1項、及び第2項により、倫理委員会を設置した動物実験施行機関の長に、第26条、及び第27条による倫理委員会の構成・運営等に関する指導・監督をすることができる。

2. 農林水産食品部長官は倫理委員会が、第26条、及び第27条によって構成・運営されない時には、該当動物実験施行機関の長に、大統領令で定めるところに従い、機関を定め該当倫理委員会の構成・運営等に対する改善を命令することができる。

第4章 動物福祉畜産農場の認証

第29条（動物福祉畜産農場の認証）

1. 農林水産食品部長官は動物福祉の増進に貢献するために「畜産物衛生管理法」第2条第1項による家畜として、農林水産食品部令で定める動物が、本来の習性等を維持しながら正常に生きていけるよう管理する畜産農場を、動物福祉畜産農場として認証することができる。
2. 第1項による認証を受けようとする者は、農林水産食品部令で定めるところにより、農林水産食品部長官に申請しなければならない。
3. 農林水産食品部長官は、動物福祉畜産農場として認証された畜産農場に対して、次の各号の支援をすることができる。
 - (1) 動物の保護、及び福祉増進のために、畜舎施設改善に必要な費用
 - (2) 動物福祉畜産農場の環境改善、及び経営に関する指導・相談・及び教育
4. 農林水産食品部長官は動物福祉畜産農場として認証を受けた者が、虚偽やその他の不正な方法で認証を受けた場合、その認証を取り消さなければならず、第7項による認証基準に合わなくなった場合、その認証を取り消すことができる。
5. 第4項に従い、認証を取り消された者（法人の場合はその代表者を含む）は、その認証が取り消された日から1年以内は、第1項による動物福祉畜産農場の認証を申請することはできない。
6. 農林水産食品部長官、市・道知事、市長・郡守・区長、「畜産自助金の助成、及び運用に関する法律」第2条第3号による畜産団体、第4条第2項による民間団体は、動物福祉畜産農場の運営事例を教育・広報に積極的に活用しなければならない。
7. 第1項から第6項までで規定した事項以外に、動物福祉畜産農場の認証基準・手続き、及び認証農場の表示等に関する事項は、農林水産食品部令で定める。

第30条（不正行為の禁止）

何人も、次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 虚偽や、その他不正な方法で動物福祉畜産農場の認証を受ける行為
2. 第29条による認証を受けない畜産農場を、動物福祉畜産農場として表示する行為

第31条（認証の継承）

1. 次の各号のいずれかに該当する者は、動物福祉畜産農場の認証を受けた者の地位を継承する。
 - (1) 動物福祉畜産農場の認証を受けた者が死亡した場合、その農場を継続して運営する相続人
 - (2) 動物福祉畜産農場の認証を受けた者が、その事業を譲渡するその譲受人
 - (3) 法人である動物福祉畜産農場の認証を受けた者が合併した場合、合併後に存続する法人や合併で設立する法人
2. 第1項による動物福祉畜産農場の認証を受けた者の地位を継承した者は、30日以内に農林水産食品部長官に申告しなければならない。
3. 第2項による申告に必要な事項は農林水産食品部令で定める。

第5章 営業

第32条（営業の種類、及び施設基準等）

1. 農林水産食品部令で定める、犬・猫・兎等、動物と関連する次の各号の営業をしようとする者は、農林水産食品部令で定める基準に合う施設と人力を揃えなければならない。
 - (1) 動物葬墓業
 - (2) 動物販売業
 - (3) 動物輸入業
 - (4) 動物生産業
2. 第一項各号による営業の細部範囲は、農林水産食品部令で定める。

第33条（営業の登録）

1. 第32条第1項第1号から第3号による営業をしようとするものは、農林水産食品部令で定めるところにより、市長・郡守・区長に登録しなければならない。
2. 第1項による登録をした者は、農林水産食品部令で定める事項を変更したり、廃業・休業、又はその営業を再開しようとする場合には、予め農林水産食品部令で定めるところにより、市長・郡守・区長に申告をしなければならない。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項による登録をすることができない。但し、第5号は第32条第1項第1号による営業にのみ適用する。
 - (1) 登録をしようとする者（法人の場合には役員を含む。以下、この条では同じ）が未成年者、限定治産者、又は禁治産者である場合
 - (2) 第32条第1項各号以外の部分による施設、及び人力が基準に合わない場合
 - (3) 第38条第1項によって登録が取り消された後、1年が過ぎていない者（法人の場合には、その代表者を含む）が、取り消された業種と同じ業種を登録しようとする場合
 - (4) 登録をしようとする者が、この法に違反して罰金刑以上の刑を宣告され、その刑が確定された日から1年が過ぎていない場合
 - (5) 「商事等に関する法律」第17条に該当する地域に、動物葬墓施設を設置しようとする場合

第34条（営業の申告）

1. 第32条第1項第4号に規定された営業をしようとする者は、農林水産食品部令で定めるところにより、市長・郡守・区長に申告をしなければならない。
2. 第1項による申告をした者が、農林水産食品部令で定める事項を変更したり、廃業・休業・又はその営業を再開しようとする時は、予め農林水産食品部令で定めるところにより、市長・郡守・区長に申告をしなければならない。
3. 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項による登録をすることができない
 - (1) 申告をしようとする者（法人の場合には役員を含む。以下、この条では同じ）が未成年者、限定治産者、又は禁治産者である場合
 - (2) 第32条第1項各号以外の部分による施設、及び人力を備えていない場合
 - (3) 第37条第1項による教育を受けていない場合

第35条（営業の継承）

1. 第33条第1項による営業登録をしたり、第34条第1項による営業申告をした者（以下“営業者”という）が、その営業を譲渡したり死亡した時、又は法人の合併がある時には、その譲受人・相続人、又は合併後、存続する法人や合併で設立される法人（以下“譲受人等”という）は、その営業者の地位を継承する。
2. 次の各号のいずれかに該当する手続きにより、営業施設の全部を引き受けた者は、その営業者の地位を継承する。
 - (1) 「民事執行法」による競売
 - (2) 「債務者更生、及び破産に関する法律」による換価
 - (3) 「国税徴収法」・「関税法」、又は「地方税法」による差押財産の売却
 - (4) 第1号から第3号までの規定中、いずれかに準ずる手続き
3. 第1項、又は第2項による営業者の地位を継承した者は、継承した日から30日以内に、農林水産食品部令で定めるところによって、市長・郡守・区長に申告しなければならない。
4. 第1項、及び第2項による継承に関しては、第33条第3項、及び第34条第3項を準用し、第33条第3項中の“登録”は“申告”とみなす。但し、相続人が第33条第3項第1号、又は第34条第3項第1号に該当する場合には、相続を受けた日から3箇月の間は、その限りではない。

第36条（営業者等の遵守事項）

営業者（法人の場合には、その代表者を含む）とその従事者は、次の各号に関して、農林水産食品部令で定める事項を守らなければならない。

1. 動物の飼育・管理に関する事項
2. 動物の販売可能な月齢、健康状態等、販売に関する事項
3. 適正な動物の死体処理に関する事項
4. 営業施設運営基準に関する事項

5. 営業従事者の教育に関する事項
6. その他、動物の保護と公衆衛生上の危害防止のために必要な事項

第37条（教育）

1. 第32条第1項第2号から第4号までの規定に該当する営業をしようとする者、並びに第38条による営業停止処分を受けた営業者は、動物の保護、及び公衆衛生上の危害防止等に関する教育を受けなければならない。
2. 第1項によって、教育を受けなければならない営業者として教育を受けない営業者は、その営業をしてはならない。
3. 第1項によって、教育を受けなければならない営業者が、営業に直接従事しなかったり、二箇所以上の場所で営業をする場合には、従事者の中から責任者を指定して、営業者の変わりに教育を受けるようにすることができる。
4. 第1項による教育の実施機関、教育内容、及び方法等に関する事項は、農林水産食品部令で定める。

第38条（登録の取り消し等）

1. 市長・郡守・区長は営業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産食品部令が定めるところに従い、その登録を取り消したり、6箇月以内の期間を定めて、その営業の全部、又は一部の停止を命ずることができる。但し、第1号に該当する場合には、登録を取り消さなければならない。
 - (1) 虚偽やその他の不正な方法で登録をしたことが判明した場合
 - (2) 第8条第1項から第3項までの規定に違反して、動物に対する虐待行為等をした場合
 - (3) 登録、又は申告をした日から1年が過ぎても営業を始めない場合
 - (4) 第32条第1項各号以外の部分による基準に満たなくなった場合
 - (5) 第33条第2項、及び第34条第2項による申告をしない場合
 - (6) 第36条による遵守事項を守らない場合
2. 第1項による処分の効果は、その処分期間が終わった日から1年間、譲受人等に継承され、処分の手続きが進行中である時には、譲受人等に対して処分の手続きを行うことができる。但し、譲受人等が譲受・相続、又は合併時に、その処分、又は違反事実を知ることができなかったことを証明する場合には、この限りではない。

第6章 補則

第39条（立入・検査等）

1. 農林水産食品部長官、市、道知事、又は市長・郡守・区長は、動物の保護、及び公衆衛生上の危害防止等のため、必要ならば動物の所有者等に対して次の各号の措置をすることができる。
 - (1) 動物の現況、及び管理実態等、必要な資料提出の要求
 - (2) 動物がいる場所に対する立入・検査
 - (3) 動物に対する危害防止措置の履行等、農林水産食品部令で定める是正命令
2. 農林水産食品部長官、市・道知事・又は市長・郡守・区長は、動物保護等と関連して必要ならば、営業者や次の各号のいずれかに該当する者に、必要な報告をするように命じたり、資料を提出するようにすることができ、関係公務員に、該当施設等に立入って運営実態を調査するようにさせたり、関係書類を検査させることができる。
 - (1) 第15条第1項、及び第3項による動物保護センターの長
 - (2) 第25条第1項、及び第2項による倫理委員会を設置した動物実験施行機関の長
 - (3) 第29条第1項による動物福祉畜産農場として認証を受けた者
3. 農林水産食品部長官、市・道知事・又は市長・郡守・区長が、第1項第2号、及び第2項による立入・検査をする時には、立入・検査開始の7日前までに、対象者に次の各号の事項を含む立入・検査計画を通知しなければならない。但し、立入・検査計画を前もって通知する場合、その目的を達成できないと認められる場合は、立入・検査に着手する時に通知することができる。
 - (1) 立入・検査目的
 - (2) 立入・検査期間、及び場所
 - (3) 関係公務員の姓名と職位
 - (4) 立入・検査の範囲、及び内容
 - (5) 提出する資料

第40条（動物保護監視員）

1. 農林水産食品部長官（大統領令で定めるその所属機関の長を含む）、市・道知事、及び市長・郡守・区長は、動物の虐待防止等、動物保護に関する事務を処理するために、その所属公務員の中から、動物保護監視員を指定しなければならない。
2. 第1項による動物保護監視員（以下“動物保護監視員”という）の資格、任命、職務範囲等に関する事項は、大統領令で定める。
3. 動物保護監視員が、第2項による職務を遂行する時には、農林水産食品部令で定める証票を関係者に見せなければならない。
4. 何人も、動物の出産、疾病の治療等、やむを得ない事由がない限り、第2項による動物保護監視員の職務遂行を拒否・妨害、又は忌避してはならない。

第41条（動物保護名誉監視員）

1. 農林水産食品部長官、市・道知事、及び市長・郡守・区長は、動物の虐待防止等、動物保護のための指導・啓蒙等のため、動物保護名誉監視員を委嘱することができる。
2. 第1項による動物保護名誉監視員（以下“名誉監視員”という）の資格、委嘱、解職、職務、活動範囲と手段の支給等に関する事項は、大統領令で定める。
3. 名誉監視員は第2項による職務を遂行する時には、不正な行為をしたり権限を乱用したりしてはならない。
4. 名誉監視員がその職務を遂行する場合には、身分を表示する証票を所持し、関係者に見せなければならない。

第42条（手数料）

次の各号のいずれかに該当する者は、農林水産食品部令で定めるところによって、手数料を払わなければならない。但し、第1号に該当する者に対しては、市・道の条例で定めるところにより、手数料を減免することができる。

1. 第12条第1項によって、登録対象動物を登録しようとする者
2. 第29条第1項によって、動物福祉畜産農場の認証を受けようとする者
3. 第33条、及び第34条によって、営業の登録・申告、又は変更申告をしようとする者

第43条（聴聞）

農林水産食品部長官、市・道知事、又は市長・郡守・区長は、次の各号のいずれかに該当する処分をしようする時、聴聞をしなければならない。

1. 第15条第6項による、動物保護センターの指定取り消し
2. 第29条第4項による、動物福祉畜産農場の認証取り消し
3. 第38条第1項による、営業登録の取り消し

第44条（権限の委任）

農林水産食品部長官は大統領令で定めるところにより、この法による権限の一部を所属機関の長、又は市・道知事に委任することができる。

第45条（実態調査、及び情報公開）

1. 農林水産食品部長官は、次の各号の情報と資料を収集・調査・分析して、その結果を毎年定期的に公表しなければならない。
 - (1) 第4条第1項の動物福祉総合計画樹立のため、動物保護、及び動物福祉実態に関する事項
 - (2) 第12条による、登録対象動物の登録に関する事項
 - (3) 第14条から第22条までの規定による、動物保護センターと遺失・遺棄動物等の治療・保護等に関する事項
 - (4) 第25条から第28条までの規定による、倫理委員会の運営及び動物実験実態、指導・監督等に関する事項
 - (5) 第29条による、動物福祉畜産農場の認証現況等に関する事項
 - (6) 第33条、及び第34条による、営業の登録・申告と運営実態に関する事項

- (7) その他、動物保護、及び福祉実態と関連する事項
2. 農林水産食品部長官は、第1項による業務を効率的に推進するために実態調査を実施することができ、実態調査のために必要な場合、関係中央行政機関の長、地方自治団体の長、公共機関（「公共機関の運営に関する法律」第4条による公共機関を言う。以下、同じ）の長、関連機関、及び団体、動物の所有者等に必要な資料、及び情報の提供を要請することができる。この場合、資料、及び情報の提供の要請を受けた者は、正当な事由がない限り、資料及び情報を提供しなければならない。
 3. 第2項による実態調査（現場調査を含む）の範囲、方法、その他必要な事項は、大統領令で定める。
 4. 市・道知事、市長、郡守、区長又は動物実験施行機関の長は、第1項第1号から、第4号まで、及び第6号の実績を次の年1月31日までに、農林水産食品部長官（大統領令で定めるその所属期間の長を含む）に、報告しなければならない。

第7章 罰則

第46条（罰則）

1. 第8条第1項から第3項までの規定に違反した者は、1年以下の懲役、又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
2. 次の各号のいずれかに該当する者は、500万ウォン以下の罰金に処する。
 - (1) 第26条第3項に違反して、秘密を漏らしたり、盗用した倫理委員会の委員
 - (2) 第30条第1号に違反して、虚偽やその他の不正な方法で動物福祉畜産農場の認証を受けた者
 - (3) 第30条第2号に違反して、認証を受けない農場を動物福祉畜産農場と表示した者
3. 次の各号のいずれかに該当する者は、100万ウォン以下の罰金に処する。
 - (1) 第33条による登録、及び申告、又は第34条による申告をしないで営業をした者
 - (2) 虚偽やその他の不正な方法で、第33条による登録、及び申告、又は第34条による申告をした者
 - (3) 第38条による営業停止期間に営業をした営業者
4. 第24条に違反して動物実験をした者は50万ウォン以下の罰金に処する。

第47条（過料）

1. 次の各号のいずれかに該当する者には、100万ウォン以下の過料に処する。
 - (1) 第8条第4項に違反して、動物を遺棄した所有者等
 - (2) 第12条第1項に違反して、登録対象動物を登録しなかった所有者
 - (3) 第25条第3項に違反して、倫理委員会の審議を経ず動物実験をした動物実験施行機関の長
 - (4) 第28条第2項に違反して、改善命令を履行しなかった動物実験施行機関の長
 - (5) 第31条第2項に違反して、動物福祉畜産農場の認証を受けた者の地位を継承して、その事実を申告しなかった者
 - (6) 第35条第3項に違反して、営業者の地位を継承して、その事実を申告しなかった者
 - (7) 第37条第2項に違反して、教育を受けずに営業をした営業者
 - (8) 第39条第1項第1号による資料提出要求に応じなかったり、虚偽資料を提出した動物の所有者等
 - (9) 第39条第1項第2号による立入・検査を拒否・妨害、又は忌避した動物の所有者等
 - (10) 第39条第1項第3号による是正命令を履行しなかった動物の所有者等
 - (11) 第39条第2項による報告・資料提出をしなかったり、虚偽の報告・資料を提出した者、又は同じ項による立入・調査を拒否・妨害・忌避した者
 - (12) 第40条第4項に違反して、動物保護監視員の職務遂行を拒否・妨害、又は忌避した者
2. 次の各号のいずれかに該当する者には、50万ウォン以下の過料に処する。
 - (1) 第12条第2項に違反して、変更申告をしなかった所有者
 - (2) 第12条第3項に違反して、変更申告をしなかった所有権の譲受人
 - (3) 第13条第1項に違反して、認識表を付着しなかった所有者等
 - (4) 第13条第2項に違反して、安全措置をしなかったり、排泄物を回収しなかった所有者等
3. 第1項、及び第2項による過料は大統領令で定めるところにより、農林水産食品部長官、市・道知事、又は市長・郡守・区長が賦課・徴収する。

附則

第1条（施行日）

この法は、公布後6箇月が経過した日から施行する。但し、第4条第2項の改定規定のうち、“特別自治市”及び“特別自治市長”に関する規定は、2012年7月1日から施行し、第12条の改定規定は2013年1月1日から施行する。

第2条（一般的経過措置）

この法の施行当時従前の規定による行政機関が行った行為や、行政機関に対して行った行為は、この法による行政機関の行為、または、行政機関に対する行為とみなす。

第3条（動物保護センターに関する経過措置）

この法の施行当時従前の規定による保護施設は、第15条第1項の改定規定により動物保護センターとして、従前の規定による委託保護施設は、第15条第3項の改定規定により動物保護センターとして指定されたものとみなす。

第4条（遺棄動物公告に関する経過措置）

この法の施行当時従前の規定による遺棄動物を公告した場合には、第17条の改定規定により公告されたものとみなす。

第5条（倫理委員会構成に関する経過措置）

この法の施行当時従前の規定による倫理委員会は、第25条の改定規定による倫理委員会とみなし、この法の施行当時従前の規定により委嘱された委員は、この法の施行日に委嘱されたものとみなす。

第6条（営業の登録に関する経過措置）

この法の施行当時従前の規定による動物生産業を登録した者は、第34条第1項の改定規定による動物生産業を申告したものとみなす。

第7条（罰則、及び過料に関する経過措置）

この法の施行前の行為に対して、罰則や過料規定を適用する時には、従前の規定に従う。

第8条（他の法律との関係）

この法の施行当時、他の法令で従前の「動物保護法」の規定を引用した場合、この法の中にそれに該当する規定があるならば、従前の規定を置き換えて、この法の該当規定を引用したものとみなす。